

③ 審査基準日の現在の常時雇用の確認

⇒必要書類については、技術職員の常時雇用を確認する書類を準用（34～36 ページ参照）（提示書類）
（注意事項）

・申請会社の役員(監査役を除く)及び従業員（常時雇用のあるもの）に限ります。

- ・当該者の報酬額又は給与が、最低賃金法に定める賃金の月額から算出した大阪府において一定の目安としている月額 10 万円を下回る場合の取扱いについては、技術職員の常時雇用の確認に準用します。
- ・当該者が技術職員名簿にも記載されている場合は、当該書類の提示は必要ありません。
- ・公認会計士は公認会計士法第 28 条による研修を受講した者、税理士は所属税理士会の研修を受講した者が対象になります。
- ・建設業経理士の評価対象については、試験合格日・講習修了日からその 5 年後の年度末までです。

[研究開発の状況]

17 研究開発費について（項番 63）

⇒研究開発費の額を確認できる書類であって、金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社については、有価証券報告書の写し（提出書類）（※会計監査人設置会社のみ）

18 建設機械の所有及びリース台数について（項番 64）

① 建設機械の保有状況一覧表（府様式第 3 号）

※令和 5 年 1 月 1 日より評価対象となる建設機械の範囲（ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車）が拡大されました。詳しくは 45～47 ページを参照してください。
記載要領を参考に作成してください。

(様式第 3 号)

建設

通番	建設機械の名称	メーカー名	型	車	重量	所有・リース	更新期間	有・無
1	ショベル	〇〇	〇〇〇-〇〇〇	321		所有・リース	H21.4.1~H24.3.31	有・無
2	フォークリフト	〇〇〇	AB2000-000	123456	3.3 トン	所有・リース	H22.11.1	有・無
3	トラクターショベル	〇〇〇〇	2000-0	2222222	0.5 m ²	所有・リース	～	有・無
4						所有・リース	～	有・無
5						所有・リース	～	有・無
6						所有・リース	～	有・無
7						所有・リース	～	有・無
8						所有・リース	～	有・無
9						所有・リース	～	有・無
10						所有・リース	～	有・無
11						所有・リース	～	有・無
12						所有・リース	～	有・無
13						所有・リース	～	有・無
14						所有・リース	～	有・無
15						所有・リース	～	有・無

以下は、リース契約書において審査基準日から 1 年 7 か月以上の使用期間が定められていない建設機械について、自動更新条項を適用し、審査基準日から 1 年 7 か月以上の期間、使用する場合に記載・押印する。

リース契約書において審査基準日から 1 年 7 か月以上の使用期間が定められていない建設機械(上記番)については、自動更新条項を適用し、審査基準日から 1 年 7 か月以上の期間、使用することを誓約します。

令和元年 商号又は名称 〇〇〇 建設株式会社

「建設機械の名称」欄には、P.46 の表記載の名称を記載してください。
「メーカー名」欄には、製造メーカー名を記載してください。
外国メーカーの場合は、英字等を () 書きで記載ください。

・誓約部分は、リース契約書において審査基準日から 1 年 7 か月以上の使用期間が定められていない建設機械について、自動更新条項を適用し、審査基準日から 1 年 7 か月以上の期間、使用する場合に記名する。
(例)
審査基準日 H30.7.31
リース契約期間 H28.4.1 ~ H31.3.31 / 自動更新条項「有」の場合
⇒ 審査基準日から、1 年 7 か月以上の使用期間がない。
⇒ 下欄の誓約が必要。

(注意事項)

- ・規則様式第 25 号の 14 別紙 3 (その他の審査項目) の建設機械の保有状況において、1 台以上の保有台数を計上した場合に当該書類を添付してください。様式については 97 ページをご覧ください。
 - ・その他建設機械の保有については、本ページの「建設機械の保有の有無に係る取扱い」をご覧ください。
 - ・建設機械の型式・機番は、所有確認書類・特定自主検査記録表・写真(プレート)と同じものを記載してください。
- ② 審査基準日現在の建設機械の所有状況又は審査基準日から 1 年 7 か月以上の契約期間を有する建設機械のリース状況が確認できる書類であって、次に掲げるいずれかの書類の写し (提出書類)
- ア 売買契約書又は譲渡契約書 (業者所有のダンプについては不要)
- イ リース契約書

(注意事項)

- ・売買契約書又は譲渡契約書を紛失し、写しの提出ができない場合については、当面の間、77～78 ページによる代替書類を認めております。
 - ・レンタル契約に見られる出庫伝票や納品書などの書類は、リース契約書と認められません。
- ※②の書類については、「前期に申請していない場合」や「前期の申請内容から変更があった場合」に提出が必要となります。

(注意事項)

- ・リース契約書の契約期間の変更など契約内容に変更があった場合は、「前期の申請内容から変更があった場合」に該当しますので、前期に申請した場合であっても提出が必要となります。
- ③ 建設機械の写真 (府様式第 4 号) (提出書類)

(注意事項)

- ・当該様式には、撮影日付入り (日付が記載又は記入されていること) の建設機械の横版カラー写真 (全景 (アタッチメントが装着されている状態)、車両番号・機番が特定できる部分、特定自主検査標章の記載内容が特定できる部分。審査基準日から申請日までの間に撮影されたもの。) を貼付し、必要事項を記載してください。
- ④ 審査基準日現在の正常に稼働する建設機械の保有状況が確認できるいずれかの書類の写し (提出書類)
- ・移動式クレーンについては「移動式クレーン検査証」
 - ・ダンプについては「自動車検査証」 (※「自動車検査証」に「所有者の氏名」、「有効期限の満了する日」の記載がない場合は、併せて「自動車検査証記録事項」の写し)
 - ・上記 2 機種以外については「特定自主検査記録表」

(注意事項)

- ・特定自主検査記録表は、審査基準日直前 1 年以内の検査分が必要です (特定自主検査は、1 年に 1 回、資格を有する検査者により行われなければならないものです)。

[建設機械の保有の有無に係る取扱い]

- ・評価対象となる建設機械は、「建設機械抵当法施行令別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー」「土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に『ダンプ』、『ダンプフルトレラ』又は『ダンプセミトレラ』と記載されているもの」「労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 項第 4 号に掲げるつり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーン」「労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 34 号に掲げる作業床の高さが 2 メートル以上の高所作業車」「労働安全衛生法施行令別表第 7 第 4 号に掲げる締め用機械」「労働安全衛生法施行令別表第 6 号に掲げる解体用機械」です。

※下表について、建設機械の各評価対象基準値未満の場合、評価対象となりません。